

事業**那須塩原市ふるさと応援隊交流会の開催について****■概要**

◎那須塩原市ふるさと応援隊について

那須塩原市ふるさと応援隊は、人的ネットワークを通じて市の魅力等を広く周知することで、市の知名度を高めるとともに、支援の輪を広げ、産業、文化、観光等の振興を図ることを目的として、平成 25 年度に設置しました。

隊員の要件としては、①市外在住者であることその他、②のいずれかに該当することなどが（②-1 市内出身であること。②-2 市にゆかり等があること。）などで、任期は 2 年で再任が可能となっています。

隊員への提供品等については、名刺、市広報及び市勢要覧、観光パンフレット及びイベント情報等資料などで、報酬は支給していません。

現在、隊員数は 50 名で、主に首都圏での PR 活動等にご尽力をいただいています。

本市は、シティプロモーション課を設置し、市内外に向け様々な情報発信に取り組んでいますが、本市のふるさと応援隊は、「外からの目線」で「市の魅力」などについて、草の根的な活動で発信していただいております。市としては、本市への移住・定住促進の強力なサポーターとしての活躍も期待しています。

※隊員の居住地

居住地	人数
東京都	24
神奈川県	10
埼玉県	7
千葉県	7
茨城県	2

■交流会の開催

市と隊員、隊員同士の情報交換等の場として、年に 1 回、交流会を開催しています。今年度の交流会については、次のとおり開催予定。

- 日 時 平成 29 年 1 月 25 日（水）午後 4 時
- 場 所 品川プリンスホテル
- 内 容 ・ 市政に関する報告 ・ 隊員の活動報告 ・ その他意見交換
- 出席人数 隊員 25 名 市側 5 名（市長、企画部長、シティプロモーション課）
- 開催経過 第 1 回 H26：東京都 第 2 回 H27：那須塩原市（合併 10 周年記念事業に併せて開催）第 3 回 H28：東京都

○那須塩原市ふるさと応援隊設置要綱

(設置)

第1条 人的ネットワークを通じて市の魅力等を広く周知することで、市の知名度を高めるとともに、支援の輪を広げ、産業、文化、観光等の振興を図ることを目的として、那須塩原市ふるさと応援隊（以下「応援隊」という。）を設置する。

(職務)

第2条 応援隊の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市の魅力等の周知及び宣伝
- (2) 市の振興に関する助言及び情報の提供
- (3) その他市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 応援隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

- (1) 市外在住者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 市内出身であること。
 - イ 市にゆかり等があること。
- (3) 応援隊の職務を積極的に遂行できると市長が認める者であること。

2 隊員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解職)

第4条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職するものとする。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき。
- (2) 職務の遂行ができなくなったとき。
- (3) その他市長が解職する必要があると認めたとき。

(報酬等)

第5条 隊員に対する報酬は、支給しない。

2 隊員に対しては、その活動に資するため、次に掲げる物品等を提供する。

- (1) 名刺
- (2) 市広報誌及び市勢要覧
- (3) 観光パンフレット及びイベント情報等資料
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第6条 応援隊に関する庶務は、広報広聴担当課において処理する。

(平27告示46・一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日告示第46号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。